



大津市公報

平成 25 年 12 月 16 日
号外 (第 72 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
117 大津市職員の希望降任に関する規則.....	1
118 大津市契約規則の一部を改正する規則.....	2
企業局管理規程	
12 大津市下水道排水設備指定工事店規程の一部改正.....	2
教育委員会規則	
12 大津市教育公務員の希望降任に関する規則.....	2

規 則

大津市職員の希望降任に関する規則を公布する。
平成25年12月16日

大津市長 越 直 美

大津市規則第117号

大津市職員の希望降任に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、職員の降任に関する意思を尊重し、個人の能力及び意欲に応じた任用を行うことにより、職員の勤務意欲の向上及び組織の活性化を図ることを目的とする。

(対象となる職員)

第2条 この規則による降任(職員を現に有する職より下位の職に任命することをいう。以下同じ。)の対象となる職員は、心身の故障、家族の介護等家庭の事情その他の理由によりその職責を果たすことが困難であると認められる者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号。以下「給与条例」という。)第3条第1項第1号に掲げる行政職給料表の適用を受ける職員であって、4級以上の職務の級に在級するもの

給与条例第3条第1項第2号アに掲げる医療職給料表の適用を受ける職員であって、2級以上の職務の級に在級するもの

給与条例第3条第1項第2号イに掲げる医療職給料表の適用を受ける職員であって、4級以上の職務の級に在級するもの(主査以上の職位にあるものに限る。)

(降任の申出)

第3条 降任の申出は、所定の様式による降任申出書を任命権者に提出して行わなければならない。

2 任命権者は、前項の申出書が提出された場合において、当該申出を行った職員(以下「申出者」という。)に対し、降任を希望する理由を確認するために必要な書類の提出を求められることができる。

3 第1項の申出書が提出された場合において、任命権者が必要と認めるときは、任命権者又はその指定する者が申出者から聴取りを行うものとする。

(降任の決定)

第4条 降任の承認の可否及び降任後の職務の級は、第8条に定める大津市職員希望降任審査委員会の審査を経て任命権者が決定する。

2 任命権者は、降任の承認の可否を決定したときは、所定の様式による降任希望承認(不承認)通知書により申出者に通知するものとする。

3 第1項の規定により降任を承認された申出者は、前条第1項の申出を撤回することはできない。

(降任の時期)

第5条 降任の時期は、前条第1項の規定に基づき降任の決定をした日の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、任命権者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(降任理由の現況の届出)

第6条 第4条第1項の承認を受けて降任した職員(次条において「降任職員」という。)は、第3条第1項の申出を行った理由の現況を、原則として年1回、任命権者が定める時期に所定の様式による降任理由現況届に

より、任命権者に届け出なければならない。

(降任希望理由消滅の届出)

第 7 条 降任職員は、当該降任を希望した理由が消滅した場合は、その旨を所定の様式による降任希望理由消滅届により、任命権者に届け出なければならない。

(職員希望降任審査委員会)

第 8 条 降任の承認の可否及び降任後の職務の級その他希望降任に関する事項について審査するため、大津市職員希望降任審査委員会 (以下「委員会」という。) を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員は、本市職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

6 委員会の会議 (以下「会議」という。) は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

7 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

8 委員会の庶務は、総務部職員課において処理する。

9 前各項に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、職員の希望による降任に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 25 年 12 月 16 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 118 号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則 (昭和 40 年規則第 35 号) の一部を次のように改正する。

様式第 14 号工事請負契約書第 35 条第 1 項中「同条第 3 項」を「同条第 7 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第 12 号

大津市下水道排水設備指定工事店規程 (平成 22 年企業局管理規程第 4 号) の一部を次のように改正する。

平成 25 年 12 月 16 日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第 3 条第 1 号中「財団法人滋賀県建設技術センター」を「公益財団法人滋賀県建設技術センター」に改める。

附 則

この規程は、平成 25 年 12 月 16 日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

大津市教育公務員の希望降任に関する規則を公布する。

平成 25 年 12 月 16 日

大津市教育委員会

委員長 本 郷 吉 洋

大津市教育委員会規則第 12 号

大津市教育公務員の希望降任に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、教育公務員 (以下「職員」という。) の降任に関する意思を尊重し、個人の能力及び意欲に応じた任用を行うことにより、職員の勤務意欲の向上及び組織の活性化を図ることを目的とする。

(対象となる職員)

第 2 条 この規則による降任(職員を現に有する職より下位の職に任命することをいう。以下同じ。)の対象となる職員は、心身の故障、家族の介護等家庭の事情その他の理由によりその職責を果たすことが困難であると認められる者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

大津市教育公務員の給与に関する条例(昭和32年条例第22号。次号において「条例」という。)第4条第1項アに掲げる教育職給料表の適用を受ける職員であって、2級以上の職務の級に在級するもの

条例第4条第1項イに掲げる教育職給料表の適用を受ける職員であって、3級以上の職務の級に在級するもの

(希望降任に関する手続)

第 3 条 前条に定めるもののほか、職員の希望による降任に関する手続については、大津市職員の希望降任に関する規則(平成25年規則第117号)の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。